

公 示 日 : 2023 年 6 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 23a00320

国 名 : 東ティモール及びインド

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム及び第三チーム

調 達 件 名 : 東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト終了時評価およびインド国ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 8 月上旬から 2024 年 1 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.40、国内 1.10、合計 2.50  
(東ティモール 現地 0.70、国内 0.60、合計 1.30  
インド 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20)
- (3) 業務日数 :

東ティモール	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	21 日	7 日
インド	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	21 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 7 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ  
◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 7 月 24 日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	東ティモール及びインド又は全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

(東ティモール)

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(インド)

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

### 【東ティモール】

東ティモール民主共和国(以下、「東ティモール」という。)においては、農業が主要な産業であり、国内総生産(GDP)に占める割合は 8.6%である<sup>1</sup>が、人口の 26.9%が従事している<sup>2</sup>。石油・天然ガスへの依存度が極度に高いため、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画 (Strategic Development Plan 2011-2030、2011 年)」を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食であるコメ自給率の向上等を掲げ、2020 年までの食料自給達成を目標としている。一方、2021 年のコメ自給率は約 30%であり、国内のコメ消費量の約 70%を輸入米が占めている現状がある。加えて、安価な輸入米の流入が年々増加すると同時に、コメの作付面積及び収穫面積は 2008 年 (46,000ha) をピークに減少傾向にあり、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

食料自給率の向上を目指す上で課題となるのが、①投入資材(優良種子、肥料等)や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切管理による不安定な取水状況、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による買い取り制度の未熟さである。かかる状況がコメの生産性低下/低迷、農民のコメ生産意欲の低下、国産米の適切な流通の停滞の原因となり、連鎖的に国産米の供給を阻害する状況が生み

<sup>1</sup> World Bank. <https://data.worldbank.org/country/timor-leste?view=chart> (Access on 5 June,2023)

<sup>2</sup> General Directorate of Statistics, Ministry of Finance; Secretariat of State for Vocational Training and Employment(2023).Timor-Leste Labour Force Survey 2021 - Final Report.

出されている。東ティモールの食料自給率改善の為には、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスが一貫して機能することによって、コメ生産を通じた適切な収入を実現し、農家のコメ生産に対するインセンティブを向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICA は、同国の農業全般を担う農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries：以下、「MAF」という。）と国産米の買い取り制度を実施する商工省（Ministry of Commerce and Industry：以下、「MCI」という。）と協力して、「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「東ティモールプロジェクト」という。）を実施中である。東ティモールプロジェクトでは、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による備蓄米管理の改善、⑤3県（ボボナロ県、マナウト県、パウカウ県）で行われたこれらの活動成果の南部地域を含む他県への普及、に取り組み、コメのバリューチェーン全体の改善を通して、コメ生産による農家世帯所得の向上を図っている。

今回実施する終了時調査は、2023 年 12 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果、実施プロセス（促進要因・阻害要因）を評価、確認するとともに、プロジェクト終了までの期間、及び終了後のプロジェクト活動の自立発展性確保に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 【インド】

インド経済において、農業セクターは同国 GDP の約 17%を占める重要な産業である<sup>3</sup>。しかし、農家の平均月収は 8,931 ルピー（約 1 万 4 千円）と非農家所得水準の 3 割以下<sup>4</sup>であることが指摘されている。そのため、インド行政委員会（NITI Aayog）は、農家の生計向上が大きな課題と捉え、農業分野における戦略文書「Doubling Farmer's Income (2017)」において、2022 年度の農家所得を 2015 年度から倍増させることを掲げている。

ウッタラカンド州では、全人口の 39%、農村人口の 55%が農業を含む第一次産業に従事し、農家の約 9 割が耕作面積 2ha 以下の小規模零細農家である<sup>5</sup>。また、山岳地帯特有の冷涼な気候を活かし、温帯果樹を中心とした園芸農業開発に力を入れており、同州の園芸農業は農業が占める国内総生産（GDP）のうち約 3 割を占める主要産業である。しかしながら、同州の園芸農業は以下の様な課題を抱えている。

<sup>3</sup> 世界銀行（2021）

<sup>4</sup> ニッセイ基礎研究所（2020）

<sup>5</sup> ウッタラカンド州人間開発報告書（2019）

1つ目は、野菜・果樹等の高付加価値作物の生産性が低いことである。営農普及員による技術指導等の営農普及サービスが農家へ十分に行き届いていないことや、点滴灌漑等の生産インフラの未整備、農業資機材へのアクセスに制約があること等が挙げられ、依然として生産性が低い。そのため、デリー等の大消費地での市場流通に足るだけの生産高を確保できていない。

2つ目は、流通に係るインフラが十分に整備されていないことである。園芸作物の品質を維持して市場に届けるためには、倉庫・一次加工施設等の鮮度保持のためのインフラや貯蔵施設、食品加工処理施設等の流通インフラの整備が必要となるが、それらが十分に整備されていない。

3つ目は、農家自身の市場に対する価格競争力が低いことである。農家は、市場で求められている情報に基づいた農作物の選定や効率的な資機材の投入を十分に実施することができていない。上記2点の課題が解決されたとしても、価格競争力の向上がなければ、農家の十分な収入の向上につながらない可能性がある。そのため、農家、生産団体やそれらを支える政府機関の能力向上が求められる。

かかる状況を踏まえ、「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進事業」（以下、「円借款事業」という。）にて、園芸作物の生産支援、サプライチェーン構築支援、州政府の組織体制強化に関する事業が実施中である。

また、インドではウッタラカンド州を含めた JICA 事業を実施している州のカウンターパートに対し、「市場志向型農業振興（SHEP）展開・促進のための情報収集・確認調査」を通じて、市場調査と農業経営の改善に関する能力向上及び、それら活動を通じ自ら考え行動する農家を育成する SHEP アプローチの導入が試みられている。

上記を踏まえ、SHEP アプローチの普及に共感を得ているインド政府は、主に SHEP アプローチの導入を通じて円借款事業対象地における更なる園芸農業の振興を目指し、有償附帯技術協力プロジェクト「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進プロジェクト」（以下、「インドプロジェクト」という。）を要請した。本事業は、園芸食品加工局職員や生産者団体の生産能力向上、マーケティング等の能力強化や計画策定支援を行うことで、円借款の更なる効果発現と持続性の向上を目指すものであり、実施の意義は高い。

## 7. 業務の内容

### 【東ティモール】

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を

確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年8月上旬～2023年8月下旬）
  - ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>6</sup>等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
  - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他東ティモール側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
  - ④ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬）
  - ① JICA 東ティモール事務所、JICA プロジェクト専門家、東ティモール側 C/P 等との打合せに参加する。
  - ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
  - ③ 東ティモール側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
  - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
  - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及

<sup>6</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA  
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

び東ティモール側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

- ⑥ 調査結果や他団員及び東ティモール側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA 東ティモール事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2023 年 9 月下旬～2023 年 10 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

#### 【インド】

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023 年 11 月上旬～2023 年 11 月中旬）

要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO 等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ① インド側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA に提出すること。
- ② プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年11月中旬～2023年12月上旬)

- ① JICAインド事務所等との打合せに参加する。
- ② インド側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) インドプロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、インドプロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>7</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAインド事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年12月上旬～2024年1月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りま

<sup>7</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>



とめに協力する。

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### 【東ティモール】

#### (1) 業務完了報告書

2023年10月31日（火）までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（案）（和文・英文）
- ② 修正後 PDM、PO（和文・英文）案
- ③ 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ④ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

### 【インド】

#### (1) 業務完了報告書

2023年12月28日（木）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

#### (1) 報酬単価（月額上限額）の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コ

ンサルタンの場合の報酬単価（月額上限額）は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月≦2.0」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下を標準とします。

【東ティモール】

日本⇄シンガポール

なお、シンガポール⇄ディリは JICA にて手配。

【インド】

日本⇄デリー⇄ウッタラカンド州デヘラドゥーン

見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

(3) 業務に含まれる各案件の扱い

本件は複数案件の単独業務を一括で公示するものですが、報酬上は別案件として扱います。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

【東ティモール】

現地業務期間は 2023 年 9 月 2 日～9 月 22 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

【インド】

現地業務期間は 2023 年 11 月 19 日～12 月 9 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

【東ティモール】

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

【インド】

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

【東ティモール】

JICA 東ティモール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

【インド】

JICA インド事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- オ) 執務スペースの提供：円借款事業「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進事業」のプロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム及び第三チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

【東ティモール】

- ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・PDMおよびPO（最新版）
- ・第1回～第11回モニタリングシート

【インド】

- ・インド国「ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進プロジェクト」要請書
- ・インド国「市場志向型農業振興（SHEP）展開・促進のための情報収集・確認調査」案件概要表
- ・インド国「市場志向型農業振興（SHEP）展開・促進のための情報収集・確認調査」第一バッチ研修実施報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

【東ティモール】

- ・東ティモール国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」 事業事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1500537\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)

- ・東ティモール国「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」中間レビュー調査報告書

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1500537\\_2\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1500537_2_s.pdf)

【インド】

- ・インド国ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業準備調査（有償勘定技術支援）(QCBS)ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047230.html>

- ・インド国ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業 事業事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_ID-P300\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_ID-P300_1_s.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール・インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上